

2022年度



入所のしおり

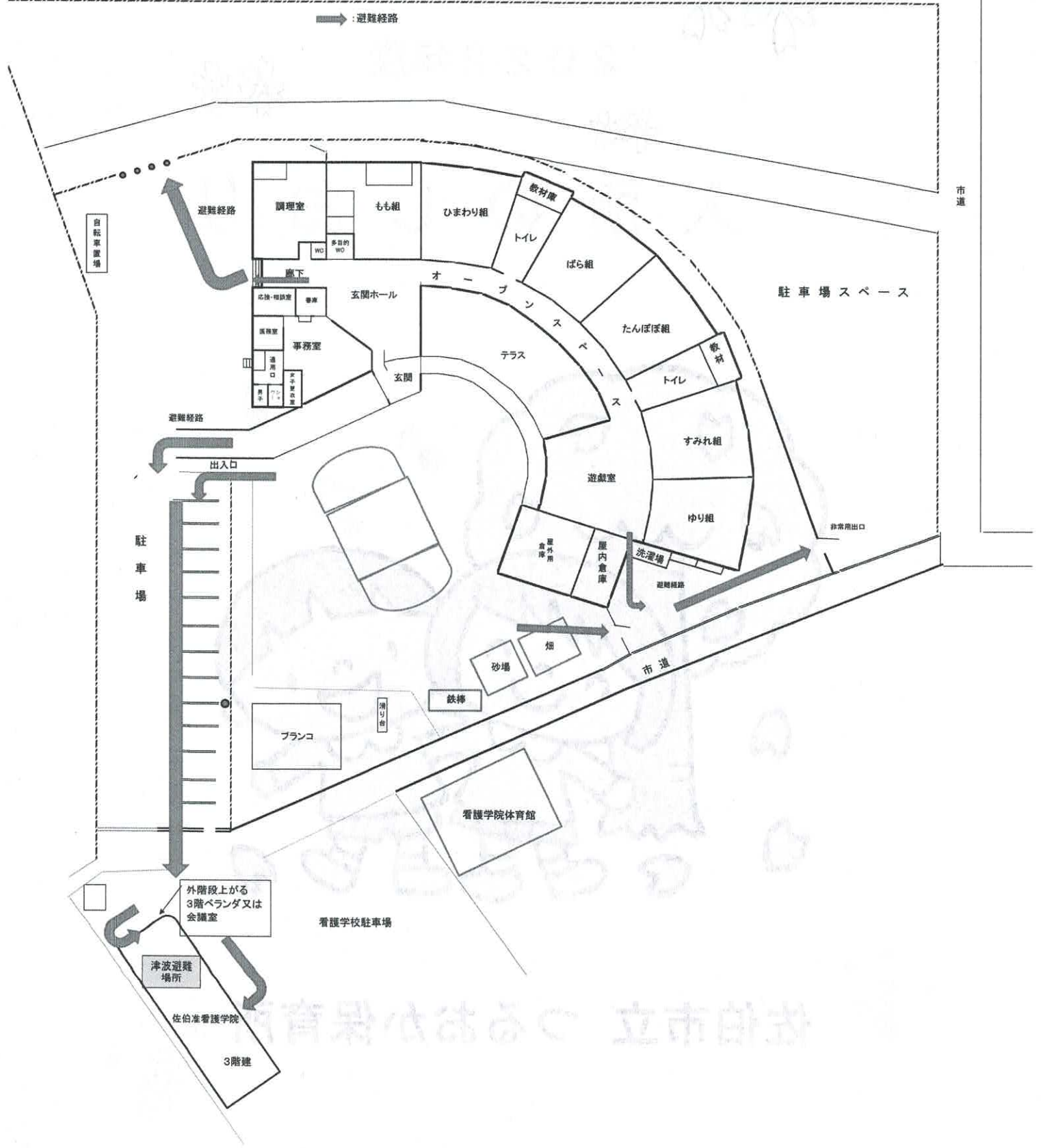


佐伯市立 つるおか保育所



つるおか保育所平面図 避難経路

R4.4.1



つるおか保育所では

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかにそだてられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

一人ひとりを大切に受け止め、それぞれの欲求を十分満たした、安全で情緒の安定した生活ができるよう家庭と協力し、環境を整え、健やかな育ちを支えます。

入所する保護者と連携し、よりよい協力関係を築きながら、地域における子育て支援、「子どもの成長や子育て」を支えていきます。

保 育 目 標

『 やさしく 思いやりのある 元気な子ども 』

- ☆ 明るくあいさつの出来る子ども
- ☆ 元気でのびのびと遊べる子ども
- ☆ いろいろなことに興味や関心をもつ子ども
- ☆ やさしい思いやりのある子ども
- ☆ 楽しくたべる子ども

つるおか保育所の概要

つるおか保育所は、日当たりが良く、静かで、玄関側の土手の向こうに番匠川が流れ、恵まれた自然環境の中にあります。

心身ともにのびのびとした健やかな子どもを育成する保育所づくりに取り組んでいます。

施設名 / 佐伯市立 つるおか保育所

所在地 / 佐伯市鶴岡町二丁目3番8号
〒876-0835 TEL/FAX 20-3050

設置者 / 佐伯市長 田中利明

開所年月日 平成31年 4月 1日

受入 / 10ヶ月～小学校就学前まで

定員 / 120名

(内訳)

0歳児室	1歳児室	2歳児室	3歳児室	4歳児室	5歳児室	計
もも	ひまわり	ばら	たんぽぽ	すみれ	ゆり	120名

職員数 (令和4年2月1日現在)

所長	保育士	調理担当	計
1人	29人	8人	38人

保育時間

開所時間 午前7時30分
閉所時間 午後6時30分

建物

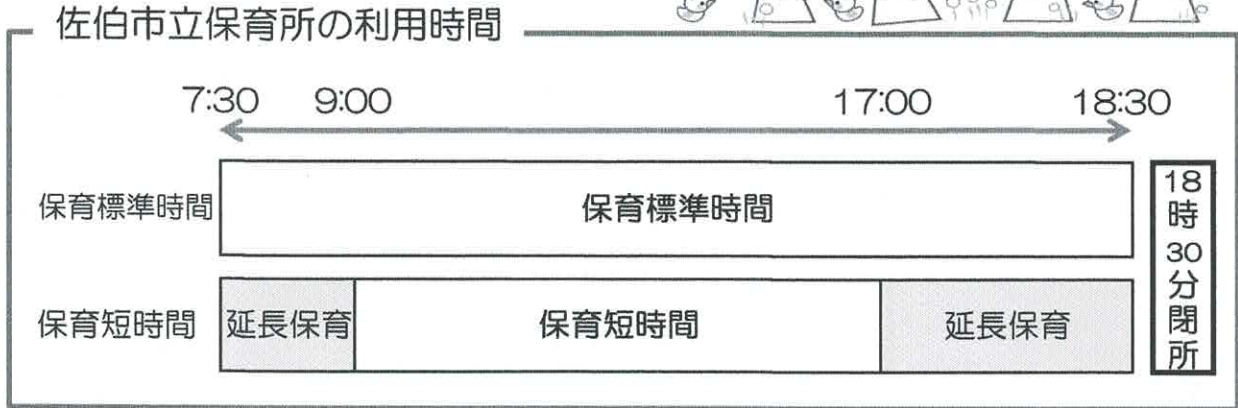
建築年月 平成31年 3月
構造 木造平屋建
延床面積 973.79㎡

嘱託医


内科医 桑畑小児科医院 TEL 22-1965
歯科医 古田歯科医院 TEL 22-1409


休所日 日曜日・祝祭日・年末年始(12月30日～1月3日の間)

保育所の利用時間について



保育所を利用する際、保護者の就労状況等によって、保育必要量を認定します。保育必要量は、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分があり、認定された保育必要量によって、保育所を利用できる時間が変わります。

 「保育標準時間」 ・ 開所時間中の利用が可能です。
佐伯市立保育所は、7時30分から18時30分までの最長11時間の利用ができます。

 「保育短時間」 ・ 開所時間のうち、保育所が定める8時間のみ利用できます。
佐伯市立保育所では、9時から17時まで、最長8時間の利用ができます。

「保育短時間」に該当するのは、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 保護者の就労時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (2) 親族等の介護又は看護する時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (3) 求職活動のために保育所を利用する場合
- (4) 保護者の就学等の時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (5) 育児休業中に引き続き保育所を利用する場合



保育必要量は、支給認定証（黄色の紙）に記載していますので、ご確認ください。
※就労時間等が変わると、保育必要量等が変更となる場合がありますので、必ず届け出をしてください。

延長保育について



保育短時間認定を受けた方は、保育所の開所時間中であっても、7時30分から9時までと17時以降の利用は延長保育の扱いとなり、延長保育の利用の申請が必要です。（別途利用料がかかります。）

お家の方へ

登所・降所

- ☆ 保育標準時間の登所は遅くとも午前9時までとします。
(遅れる場合は、必ず連絡をお願いします。)
- ☆ 病気や家庭の都合で欠席する場合は、午前9時までに連絡してください。
その際クラス名、児童名、理由をお知らせください。

また、お迎えがいつもの保護者の方でない場合とか、突発的に降所時間を過ぎる時は、午後5時までに連絡をお願いします。

- ☆ 児童の受け渡しは朝8時30分までと夕方5時以降は【ばら組】の部屋で行います。
- ☆ 子どもさんの受け渡しは、直接保育士にしてください。
- ☆ 事故防止のため玄関の門扉は必ず閉めるようにしましょう。
- ☆ 帰宅後は必ずカバンを調べて、明日の登所の準備をしてください。
- ☆ 朝食は必ず食べさせて登所しましょう。(食べながらの登所はやめましょう)
- ☆ 危険なもの(ヘアピン・お金・ボタン・おもちゃ類)は持たせないようにしましょう、また髪の毛長いお子さんは結ぶようにしてください。
- ☆ お迎え後の園庭遊具の使用はご遠慮願います。また、お迎えに来て他の保護者との立ち話も控えるようにしましょう。
(子どもにとっては大変危険です。)

慣らし保育(新入児のみ)

- ☆ 無理なく集団生活に慣れさせるため、それぞれの個人差や慣れ具合を見て保育時間を決めます。最初は短く徐々に延ばしていく『慣らし保育』を行います。

交通安全

- ☆ 入口付近は、送迎時に混み合い危険です。安全確認をしっかりとしましょう。
 - ・車の乗り降りには安全確認し、エンジンを切って駐車しましょう。
 - ・駐車場がせまいので、車の止め方にご注意ください。
 - ・駐車場は8時30分から混み合います。駐車はすみやかにお願いします。
- ☆ 送迎時には必ずチャイルドシートの着用をお願いします。

服 装

- ☆ 服装は特に規制しませんが、活動しやすく、ひとりで着脱しやすいものにしてください。靴は足にあった靴をはかせましょう。
- ☆ かばんの中には、下着・上着・ズボンを多めに入れて持たせましょう。
- ☆ 汚れ物入れに、ビニール袋を1～2枚用意してください。
(汚れ物は、そのまま持ち帰ります。)
- ☆ 衣類・靴下・靴・布団類等、すべての持ち物には名前を書いてください。
- ☆ 行事用にオレンジのショートパンツとカラー帽子を使用します。
各自で購入をお願いします。
 - ・ショートパンツ……………アオバヤスポーツ TEL 22-0350
 - ・カラー帽子 ……………大串教材 TEL 23-2034(クラス別に色が違います。保育所から注文しますのでお知らせください。)

給 食

- ☆ 全員完全給食です。
- ☆ 献立表は、毎月月末にお渡しします。
- ☆ お弁当日が月に1回あります。
- ☆ 特定の食材にアレルギーのあるお子さんは相談に応じます。
- ☆ 発達に応じて食に関する相談は、個別に給食担当者が対応します。
(離乳食のすすめ方／食物アレルギー 等)
- ☆ 毎日の給食・おやつを玄関に展示していますのでご覧ください。
- ☆ 年間を通じて食育計画に基づき、保育士と連携し食育を実施します。

健康管理

- ☆ 定期健診(1歳半・3歳)／予防接種は、機会を逃さずに受けるようにしてください。
また、受けたことを保育所にもお知らせください。
- ☆ 病気の時は休ませ、健康な状態で登所させてください。
- ☆ 前夜熱があったり、心理面で不調な時や異常のあった時は、登所時に保育士にお知らせください。

- ☆ 薬を飲ませる時は、「与薬依頼書」が必要です。薬の説明書も一緒に提出してください。
 - ・薬は1回分にし、くすり袋に名前を書いて直接保育士に手渡してください。
 - ・目薬、塗り薬については、持参の際に「与薬依頼書」を書いてください。
 - ・市販の薬は受け付けられません。
- ☆ 持病のある子どもさんは、前もってお知らせください。
(ひきつけ・ヘルニア・小児喘息・脱臼・アトピー 等)
- ☆ 健康保持のため年間を通して昼寝を行います。
 - ・早寝早起きの習慣をつけましょう。
- ☆ 感染症にかかった場合は、すみやかに医師の診断及び治療を受けられ保育所にも連絡をしてください。
「病気(感染症)と登所停止のめやす」にしたがって、医師に「意見書」を書いていただくか、保護者が記入した登所届を保育所に提出してください。
 - ・「意見書」と「登所届」の用紙は保育所にあります。
 参照 P12 「感染症と登所のめやす」
- ☆ 児童に異常(発熱等)がありましたら、職場・家庭に連絡しますのでお迎えをお願いします。
※コロナ禍では熱が37度5分以上ある場合はお迎えをお願いしています。
- ☆ 緊急連絡票は、お迎えにこれる順番に記入してください。
- ☆ 爪はいつも切っておくよう常に気をつけてください。
- ☆ 定期的に年齢に応じ身体計測を行います。
- ☆ 年2回、嘱託医による健康診断(内科健診・歯科健診)を実施します。

連 絡

- ☆ けがについて《かみつき・ひっかきなど》
子どもさんの“けが”については、細心の注意をはらい保育に臨んでいます。
友だちとの関わりで、自分の思いをことば(言葉)で伝えられないために『かみつき』『ひっかき』『突き飛ばし』などを起こしてしまうことがあります。“けが”のないよう努めていますが、防ぐことができない場合もあります。どうぞご理解ください。
- ☆ 災害共済として、日本スポーツ振興センターへ加入していただきます。
(同意書に個人負担金240円を添え納付してください。)
- ☆ 緊急時メールにて一斉に連絡できる「マメール」の加入をお願いします。
(説明書にしたがって個人で手続、負担金120円徴収いたします)
- ☆ 家庭と保育所の連絡をよく取りあいましょう。

- ☆ 連絡ノートは、毎日読んで押印又はサインをしてください。大切な連絡事項がある時、確認が取れず保育に支障をきたす場合があります。
 - ・たんぽぽ、すみれ、ゆり組はその都度クラスだよりを配布します。
- ☆ 保育所からの連絡は、「園だより」や掲示板でお知らせします。
 - ・読み落としのないように注意してください。

保 育

- ☆ 3歳未満児の子どもについて個別計画を作成します。
 - 保護者と協力し、同意を得ながら個別計画に基づく保育を実施します。

苦情について

※つるおか保育所では、苦情・意見・相談等を受け付ける窓口を設置しています。申立方法は、面接・郵送・電話・FAX等何でも結構です。苦情解決責任者(所長)苦情受付担当(主任保育士)又は市役所「こども福祉課」にご連絡ください。
(保育所の意見箱に直接投函されても構いません。)
但し、以下の申し立ては除外となります。

- ・当該苦情等に関する事実のあった日から1年以上経過しているもの
- ・国の制度に関するもの
- ・保育料に関するもの
- ・職員の人事に関するもの
- ・保護者が行う行事等に関するもの
- ・匿名のもの

※苦情申し出者に対する適切な支援を行うため、次のとおり第三者委員を設置しました。 第三者委員 氏名 藤原 薫(ふじわら かおる)
佐伯市主任児童委員代表者 電話 23-8898

個人情報の取り扱いについて

- ☆ プライバシーの保護情報の取り扱いには細心の注意を払い、個人情報の第三者への提供や開示などには行いません。「住所・勤務先・緊急連絡先・電話番号」などに変更があった場合は、速やかにお知らせください。
- ☆ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合保育所は、通告する義務があります。児童虐待の防止に関する法律第6条により関係機関に通告しますのでご承知ください。

給食費の取り扱いについて

☆ 幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月より「3歳から5歳までの子どもの食材費については、施設による実費徴収を基本とする」とされました。

金額については


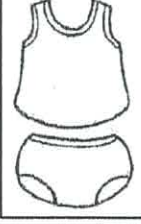

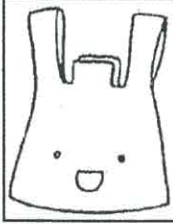
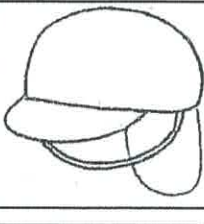
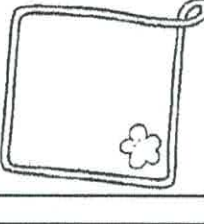





- 保育所利用: 2号認定の子ども……5,000円です。
- ※所得により給食費が免除される場合もあります。

保育所にもってくるもの

1. 布団 敷布団・毛布(夏はタオルケット)
毎週土曜日にお布団を持ち帰ります。
2. タオル ハンドタオルを1～2枚、フェイスタオルを1枚、
毎日持参します。(毎日交換します。)
真中にひもかゴムを縫いつけ、掛けられるようにします。
3. カバン 毎日、着替え、歯みがき用具などを入れます。
【着替え】
 - ・パンツ・シャツ・ズボンスカート等、活動しやすい服装を3セット
 - ・汚れもの入れ用の袋
 - ・未満児は、オムツ・おしりふき【歯みがき用具】
 - ・歯ブラシ、コップは各家庭で準備してください。
4. 水筒(通年)
5. 入所時に用意するもの
 - ・ビニール袋(1束)
 - ・雑巾(2枚)
 - ・ティッシュ(クラスにより)
6. 購入していただくもの
 - ・ショートパンツ
 - ・カラー帽子
7. お弁当と袋
お弁当袋は巾着袋のように、自分で出し入れできるようにしてください。
完全給食です。お弁当日のみ必要です。

※衣類や持ち物に名前を必ず書いてください。

持ち物について

	<p>着替え袋（手さげ袋）。</p> <p>衣服などが、出し入れしやすい袋にしてください。</p> <p>着替え袋はときどき洗濯して、清潔にしてください。</p>			
<p>下着</p> 	<p>着替え</p> 	<p>着替え 2～3組 下着 2～3組 脱着しやすいもの</p>		<p>レジ袋。</p> <p>汚れものを入れます。</p>
	<p>帽子</p> <p>ゴムがのびたらつけかえましょう。</p> <p>汚れたら洗いましょう。</p>			
	<p>手ふき用タオル（1枚）</p> <p>ヒモをつけてください。</p> <p>毎日持ち帰り、取り替えてください。</p>			
	<p>布団セット（昼寝用）</p> <p>毎週末に持って帰ります。</p> <p>日光に当て、シーツを洗濯してください。</p>			
		<p>歯ブラシ、コップ</p> <p>毎週末に持って帰ります。</p> <p>歯ブラシが消耗している場合は交換してください。</p>		
		<p>ティッシュ（5箱）</p> <p>ビニール袋（100枚入り、12号 （23×34センチぐらいの大きさ））</p>		

- 持ち物にはすべて氏名を記入してください。 ●おもちゃ、カード類は持ち込み禁止です。
- ティッシュと、ビニール袋は4月に集めます（無くなりしだい追加をお願いします）。

つるおか保育所の1日

こどものせいかつ

時 間	0・1・2歳児 (もも組・ひまわり組・ばら組)	3歳児 (たんぽぽ組)	4歳児 (すみれ組)	5歳児 (ゆり組)
7:30~	順次登所する → (ばら組の部屋で早番保育士による全体保育)			
8:30	各クラスの部屋で保育 →			
9:00	おやつをたべる	《 保育短時間登所 》		
9:30	月齢に応じた (遊び・睡眠・授乳)	保育計画を基に、年齢に応じた体操・運動・遊び・散歩 知性を育てる活動・遊び		
10:45	昼食の準備 →	11:00 昼食の準備 11:00 昼食 11:15 昼食		
11:00	昼食 →			
11:50	昼寝の準備をする →	12:30 昼寝 →		
12:00	昼寝 →			
14:45	めざめ おやつ準備			
15:00	おやつ → [園庭の遊具や砂場で、身体を動かして遊んだり 室内でママごとや絵本などを楽しむ]			
16:30	片付け → [降所の準備をして遊びながらお迎えを待つ] [順次降所]			
17:00	ばら組で遅番の保育士とお迎えを待つ			
18:30	【閉所】			

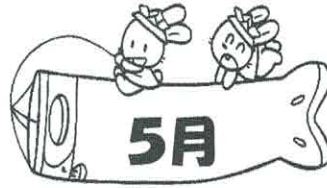
年間行事予定表

4月

★ 入所式・説明会
子どもの日お祝い会



内科・歯科健診
春の収穫祭
交通安全教室



5月



6月

芋植え

7月



七夕
プール開き

プール遊び



8月

お店屋さんごっこ
プール納め



9月

虫とり
内科・歯科健診



10月

★ 運動会
秋の収穫祭
園外保育(社会見学)
人形劇鑑賞

11月



秋の作付け



12月

★ お楽しみ会 クリスマス会
クリスマス会食



1月

ゆうびん屋さんごっこ
お正月遊び

2月



節分行事(豆まき)
記念撮影



3月

ひな祭りお祝い会
お別れパーティー
お別れ遠足
★ 卒園式



- * 中学生・支援学校及び福祉施設などとの交流を行っています。
- * 毎月、誕生会・避難訓練・身体計測・弁当日があります。
- * ゆり組は、年間を通してチャイルドクッキングをしています。

★ 印のついているところは保護者の方に参加をお願いする行事です。

感染症と登所のめやす

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが一日快適に生活できるようにするため、感染症にかかったときは保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登所するよう、ご配慮ください。

感染症にかかったときは、速やかに医師の診断及び治療を受けられ、保育所にも連絡をしてください。病気が治ゆし、他の児童にうつすおそれが無くなりましたら、医師に意見書を書いていただくか、保護者が記入した登所届に医師にかかった証拠となるもの（薬袋、医療機関の受付番号表など。確認後お返しします。）を添えて保育所に提出してください。意見書及び登所届の用紙は保育所にあります。

意見書または登所届が必要な病気及び登所のめやすは次のとおりです。

◎医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間(発熱後24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎症(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺・顎下腺・舌下線の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染のおそれがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・充血等の症状が出現した数日間	発熱・充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血・目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌薬による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157・O26・O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登所可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染のおそれがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること

◎医師の診断を受け、保護者が記入する登所届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状焼失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹 <small>たいじょうほうしん</small>	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと

* 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている

* 詳しくは、「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」厚生労働省平成30年3月参照

◎登所停止ではないが、状態によっては登所を遠慮していただくようお願いする場合もある感染症

感染症名	登所の条件等
アタマジラミ	駆除を開始していること
水いぼ	かきこわし傷から汁が出ている時は被覆すること
とびひ	皮膚が乾燥しているか、被覆できる程度であること

意見書 (医師記入)

見本

佐伯市立 保育所長 様

児童氏名 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日 生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	麻疹 (はしか) ※
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ※
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘 (水ぼうそう)
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎症 (おたふくかぜ)
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱 (プール熱) ※
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26・O111等)
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

_____ 年 _____ 月 _____ 日から登所可能と判断します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医師名 _____

※必ずしも治療の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登所を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出してください。

登 所 届 (保護者記入)

見本

佐伯市立 保育所長 様

児童氏名 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日 生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑 (りんご病)
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	RSウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹 <small>たいじょうほうしん</small>
<input type="checkbox"/>	突発性発しん

(医療機関名) _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日受診)において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので _____ 年 _____ 月 _____ 日
より登所いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登所のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登所届の記入及び提出をお願いします。

保育所における感染症対策ガイドラインより

厚生労働省 2018年改訂版（一部抜粋）

登園を控えるのが望ましい場合

○発熱時

- ・ 24時間以内に38℃以上の熱が出た場合や、又は解熱剤を使用している場合。
- ・ 朝から37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合。

○下痢の時

- ・ 24時間以内に複数回の水様便がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。
- ・ 朝に、排尿がない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。

○嘔吐の時

- ・ 24時間以内に複数回の嘔吐がある、嘔吐と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。
- ・ 食欲がなく、水分も欲しがらない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。

○咳の時

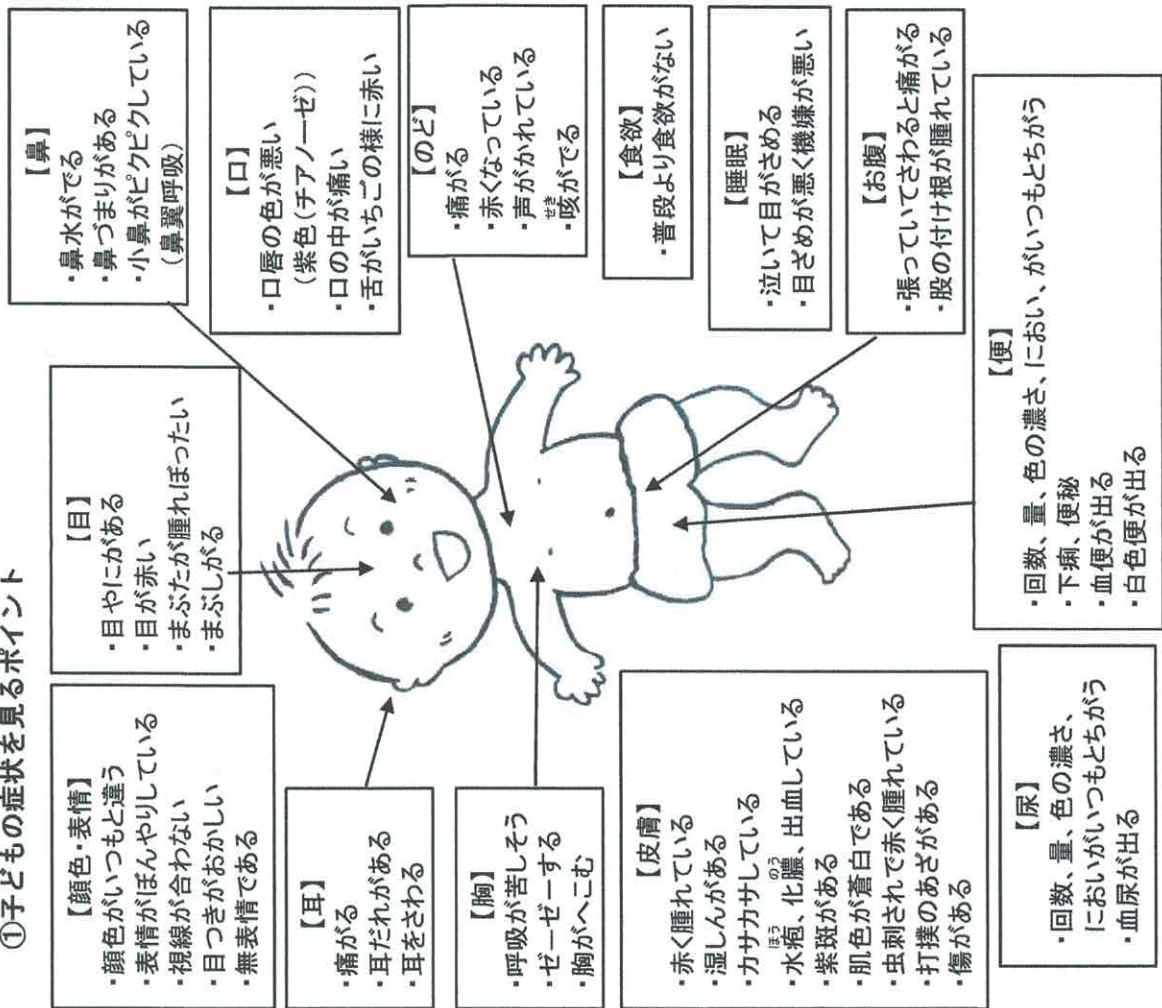
- ・ 夜間しばしば咳のために起きる、ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある、呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がみられる場合。

○発しんの時

- ・ 発熱とともに発しんのある場合。
- ・ 感染症による発しんが疑われ、医師より登園を控えるよう指示された場合。
- ・ 口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合。
- ・ 発しんが顔面にあり、患部を覆えない場合。
- ・ 浸出液が多く他児への感染のおそれがある場合。
- ・ かゆみが強く手で患部を掻いてしまう場合。

別添3 子どもの病気 ～症状に合わせた対応～

①子どもの症状を見るポイント



○ 子ども一人一人の元気な時の『平熱』を知っておくことが症状の変化に気づくやすくなります。

○ **いつもと違うこんな時は、子どもからのサインです！**

- ・親から離れず機嫌が悪い(ぐずる)
- ・睡眠中に泣いて目が覚める
- ・元気がなく顔色が悪い
- ・きつかけがないのに吐いた
- ・便がゆるい
- ・普段より食欲がない

○ **今までなかった発しんに気がいたら・・・**

- ・他の子どもたちとは別室へ移しましょう。
- ・発しん以外の症状はないか、発しんが時間とともに増えないか、などの観察をしましょう。
- ・クラスや兄弟姉妹、一緒に遊んだ子どもの中に、感染症が疑われる症状がみられる子どもがいないか、確認しましょう。

【注意すべき届出事項】

○入所後、下記のような事由が発生した場合は、市役所 こども福祉課に届出が必要です。

- ① 就労先を変更した場合
- ② 住所・電話番号など連絡先の変更
- ③ 家庭状況に変更があった場合(世帯員の移動・結婚・離婚など)
- ④ 生活保護の開始・廃止
- ⑤ 入所(申込)理由の変更・削減(例:家庭外労働から出産等)
- ⑥ その他 申込書の記載事項に変更が生じた場合

「連絡先」 佐伯市福祉保健部 こども福祉課 こども福祉係
TEL 0972-22-3972

食物アレルギーにおける除去食について

現在、アトピー性皮膚炎や卵・大豆・牛乳(乳製品)などの食品による食物アレルギーの児童が多く見られるようになってきています。

食物アレルギーのある、もしくは疑いのある子どもさんは、親の判断だけでは除去食はできません。病院で検査を行い、検査結果と診断書を提出してください。

提出がない場合は適切な除去食を行うことができません。

尚、アレルギー反応が生じた場合は、検査結果を保育所に報告してください。

給食担当者と除去についての話し合いを持っていただきます。

食物アレルギーが気になる保護者の方は、一度病院で検査を受けることをお勧めします。

水害・津波が予想される場合及び 避難勧告が発令された場合の対処法

水害

- ① 台風や大雨が予想される日は、前日に早くお迎えに来て頂く事と、できれば登所を控えて頂くように、掲示板及びメール等で保護者に注意を呼びかける。
- ② 当日の朝、降水量が多く、道路等に水があふれることがあると予想される場合は早めにお迎えに来て頂く様に、掲示板やメール等でのお願いをする。
- ③ 台風情報や降水量予想等をテレビやインターネットで常時情報収集を行い、危険と判断した場合は早急にお迎えに来て頂く様、メール等で連絡する。
- ④ 道路の通行止め等が予想される場合は、早めにタクシー及び自家用車で市内「和楽」又は市役所に児童を避難させる。(職員で対応)
- ⑤ 万が一避難が遅れ、保育所内に児童が取り残された場合は、消防署並びに災害対策本部に電話連絡を行い救助を求める。
- ⑥ 職員については、子どもを退所させた後は、通行止めが予想される場合は通行止めになる前に帰宅する。

津波(南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき)

- ① 地震の発生又は所長の指示に基づき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の緊急避難場所までの経路を示した地図に従い児童等を避難誘導する。
- ② 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- ③ 児童・職員等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに所長へ報告すること。

緊急避難場所	避難人数	うち職員	うち児童	避難経路
①佐伯准看護学院3階テラス 会議室	158 人	38 人	120 人	地図は玄関に貼り付けています。
②介護老人保健施設 「鶴望野」4階～				

- ④ 所長は、南海トラフ地震が発生した後の状況等から、この計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。

※ 緊急連絡はマメールや電話連絡により行います。

※ 佐伯消防署 119番 災害対策本部 22-3111 こども福祉課 22-3972
つるおか保育所 20-3050

※避難勧告が出された場合は、原則閉所となります。

避難勧告が出される時間によっては、急に閉所を決定する事も考えられますので、台風などの災害時には、保育所の閉所を考慮し、事前の準備をお願いします。

給食費の還付について

給食費は月のうち合計5日以上食事の提供を受けないことを届出した場合は、日割りで還付を受けることができます。

給食費の還付を受ける場合は、「欠席届」及び「給食費還付請求書」の書類を、以下の要領で届出等を行ってください（様式は次ページをコピーするか、もしくは保育所（こども園）に備えています）。

給食費の還付対象となるには、**事前（前月20日まで）に届出を行う必要があります。**

事前に届け出た日のみが対象となります。

該当月に予定が変わり、届け出た日に食事の提供を受け、月のうち合計5日にならなかった場合は、還付対象外となります。

月のうち5日以上食事の提供を受けない場合は、在籍する保育所（こども園）に「欠席届」を該当する月の前月20日（20日が閉園日の場合は翌開園日）までに提出し、該当月分給食費納付（口座振替登録者は振替日）以降に「給食費還付請求書」の提出をお願いします。

例）8月の土曜日を毎週休む場合

7月20日までに「欠席届」を提出する

8月分給食費納付後に「給食費還付請求書」を提出する

※在籍する保育所（こども園）に提出してください。

欠 席 届

令和 年 月 日

佐伯市長 田 中 利 明 様

保護者
住 所

氏 名

続柄

()

電話番号

下記のとおり欠席させますので、お届けいたします。

施 設 名	
児 童 名	(組)
	(組)
	(組)
欠席日数	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	月 日、 日、 日、 日、 日、 日、 日、 日
	日、 日、 日、 日、 日 合計()日間
欠席理由	<input type="checkbox"/> 家庭で保育が出来る為 <input type="checkbox"/> 旅行等
	<input type="checkbox"/> 病気 (病名)
	<input type="checkbox"/> その他()
備 考	

※この欠席届は、給食費の還付を受ける為のもので、締切日は前月の20日です。(20日が休日等の場合はその翌日)

給食費還付請求書

令和 年 月 日

佐伯市長 田中 利明 様

保護者住所

氏名 印 (続柄)

電話番号

次のとおり給食費の還付を請求します。

児童名	(組)
	(組)
	(組)
施設名	
還付の対象となる月	月
還付請求額	円
請求額内訳	円× 日(欠席日数計) = 円
還付請求理由	5日以上欠席した為。(前月の20日までに欠席届提出済)

振込口座

金融機関名	
支店名	支店
口座番号	(普)
口座名義(カナ)	